



期日指定定期預金

令和2年4月1日現在

1. 商品名	期日指定定期預金
2. 販売対象	個人の方のみお取り扱いできます。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年(据置期間1年) 満期日は、この預金の全部又は一部(1万円以上1万円単位)について、預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。但し、満期日を指定する場合は、その1ヶ月前までに通知することが必要となります。預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)のお取り扱いができます。 満期日の指定がない場合は、最長預入期限が満期日となります。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・千円以上3百万円未満 ・1円単位
5. 払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降、一括支払いします。 ・一部支払いを行う場合は、1万円以上1万円単位です。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払い方法 (3)付利単位	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 (預入時の店頭金利を満期まで適用します。) ・自動継続後の利率は、継続日の店頭表示利率を適用いたします。 ・満期日以後の利息は、払出日又は継続日の普通預金利率によって計算します。 ・満期日以降、一括支払いします。 ・1円(日割計算、1年毎の複利計算)
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・分離課税 (国税15%、地方税5%) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。但しマル優適用分を除きます。
8. 手数料	———
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続は総合口座のお取り扱いができます。但し、貸越限度額は3百万円です。(貸越利率は担保定期の約定利率に0.5%上乗せしたものです。) マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率(小数点第4位以下切り捨て)及び預入日から解約日の前日までの日数により、1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。 (A)6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金利率 (B)6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・預入時の2年以上利率×50% (C)1年以上2年未満・・・・・・・・預入時の2年以上利率×70% (D)2年以上3年未満・・・・・・・・預入時の2年以上利率×80%

11. 金利情報の 入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は業務部(9～17時、電話:03-3279-4480)にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。 ・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。 	